

東京大学大学院理学系研究科エックス線装置等管理ルール

平成23年6月1日制定

(目的)

第1条 このルールは、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）に基づき、東京大学大学院理学系研究科（以下「本研究科」という。）におけるエックス線装置等の取扱いに関し、放射線障害の発生を防止し、安全の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本ルールにおける用語の定義は、次の通りとする。

(1)「エックス線装置」とは、エックス線を発生させる装置であって研究用の装置をいう。

(2)「エックス線装置等」とは、エックス線装置及び電子顕微鏡をいう。

(3)「電子顕微鏡」とは、加速電圧が100キロボルト以上の電子顕微鏡をいう。

(4)「電子顕微鏡特殊装置」とは、放射線の漏洩があり、使用する者が被ばくする危険性が認められる電子顕微鏡をいう。

(5)「エックス線装置等使用者」（以下「装置使用者」という。）とは、エックス線装置等の取扱業務に従事する者をいう。

(管理組織)

第3条 エックス線装置等の取扱業務に従事する者及び安全管理業務に従事する者についての組織は、別図の通りとする。

2 理学系研究科長（以下「研究科長」という。）は、本研究科におけるエックス線装置等に関する安全管理の統括責任を負う。

3 環境安全管理室長は、本研究科におけるエックス線装置等に関する安全管理の監督を行う。

4 放射線管理委員会は、本研究科におけるエックス線装置等の管理及び障害防止計画等に関する重要事項を審議し、その結果を環境安全管理室長に報告するものとする。

5 放射線管理室は、本研究科におけるエックス線装置等の管理業務の実務を統括し、環境安全管理室及び事務部と連携してその任務を遂行するものとする。

(エックス線装置等責任者)

第4条 研究科長は、本研究科に設置されている個々のエックス線装置等について安全管理業務を行わせるために、装置毎にエックス線装置等責任者（以下「装置責任者」という。）を置くものとする。

2 装置責任者は、本研究科の教職員で、かつ、エックス線装置等の安全管理に関する十分な知識を有する者でなければならない。

3 電離則により指定されたエックス線装置については、装置責任者は、エックス線作業主任者の免許の交付を受けた者でなければならない。

(エックス線装置等管理責任者)

第5条 研究科長は、装置責任者の職位等を考慮してその責任が過大と判断した場合は、装置責任者の上にエックス線装置等管理責任者（以下「装置管理責任者」という。）を置くことができる。

2 装置管理責任者は、本研究科の教職員でなければならない。

3 装置管理責任者は、所管する装置について安全管理全般について責任を負うとともに装置責

任者の監督を行うものとする。

(装置使用者の登録申請、認可及び変更届出)

第6条 研究室等責任者は、自己の研究室等のエックス線装置を取り扱う予定の者について研究科長に登録の申請を行わなければならない。

2 研究室等責任者は、自己の研究室等の電子顕微鏡特殊装置を取り扱う予定の者について研究科長に登録の申請を行わなければならない。

3 研究科長は、登録申請が行われた者について教育訓練及び健康診断の結果を照査し、支障がないと認めた上で、装置使用者としてエックス線装置等の取扱いを認可する。

4 研究室等責任者は、自己の研究室の装置使用者について氏名、身分、取扱内容その他について変更がある場合は、その都度研究科長に変更の届出をしなければならない。

5 装置使用者の登録申請、認可及び変更届出の事務は、放射線管理室が、事務部と連携して行う。

(エックス線装置等の設置等)

第7条 本研究科におけるエックス線装置等の設置、移転、変更又は廃止を計画した者は、事前に放射線管理室に届け出なければならない。

(管理区域)

第8条 エックス線装置等の管理区域については、電離則に定めるほか、環境安全本部裁定に従うものとする。

(エックス線装置等の検査)

第9条 装置責任者は、所管するエックス線装置等について、技術的基準の確認のため検査を実施しなければならない。

2 検査は、エックス線装置等の設置後初めて使用するとき等を実施する検査と定期検査がある。定期検査は、1年に1回実施する。

3 装置責任者は、検査の結果、異常を認めた場合には、修理等適切な措置を講じなければならない。

4 放射線管理室は、検査の記録を5年間保存しなければならない。

(作業環境測定)

第10条 装置責任者は、所管するエックス線装置が電離則により指定されたエックス線装置に該当する場合は、管理区域について作業環境測定を行わなければならない。

2 作業環境測定は、エックス線装置の安全管理上の分類に応じて、1月又は6月を超えない期間毎に行わなければならない。

3 装置責任者は、測定結果について電離則に定める方法により周知しなければならない。

4 装置責任者は、測定の結果、異常を認めた場合には、修理等適切な措置を講じなければならない。

5 放射線管理室は、測定結果の記録を5年間保存しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第11条 研究科長は、被ばく線量の測定が必要な装置使用者に個人被ばく線量計を配付し、外部被ばくによる線量を測定しなければならない。

2 研究科長は、個人被ばく線量の測定については、環境安全本部の裁定に従うものとする。

3 装置責任者は、装置使用者が、被ばく線量の測定を必要とする作業を行う場合には、装置使用者に個人被ばく線量計を着用させなければならない。

4 個人被ばく線量測定についての事務は、放射線管理室が、事務部と連携して行う。

(教育訓練)

第12条 研究科長は、装置使用者及び装置責任者に対し必要な教育訓練を受けさせなければならない。

2 装置使用者に対する教育訓練は、全学講習会、部局講習会及び研究室教育から成る。

3 装置使用者に対する部局講習会は、放射線管理室が実施するものとする。

4 装置使用者に対する研究室教育は、装置責任者の責任の下に実施するものとする。装置責任者は、放射線管理室に研究室教育の結果を報告するものとする。

5 装置責任者は、環境安全本部及び放射線管理室の指示に従い、教育訓練を受講するものとする。

6 教育訓練についての事務は、放射線管理室が、事務部と連携して行う。

(健康診断)

第13条 研究科長は、装置使用者に対し必要な健康診断を受けさせなければならない。

2 装置使用者の健康診断は、保健・健康推進本部が実施する。

3 健康診断についての事務は、放射線管理室が、事務部と連携して行う。

(事故時)

第14条 事故等によりエックス線装置等による放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、発見者は、適切な応急措置を講ずるとともに、直ちに装置責任者、研究室等責任者・担当者又は放射線管理室に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた装置責任者等は、その状況に応じた適切な措置を講ずるとともに、直ちに放射線管理室等関係者に連絡しなければならない。

3 研究科長は、第1項の事態が発生した場合には、直ちに東京大学放射線関係緊急連絡網により学内関係機関に報告しなければならない。

(本ルール of 制定及び改廃)

第15条 本ルール of 制定及び改廃については、放射線管理委員会において審議し、その審議結果を環境安全管理室長が承認することを必要とする。

2 放射線管理室長は、本ルール of 制定及び改廃に参画する。

附則

このルールは、平成23年6月1日から施行する。

別図（第3条関係）

エックス線装置等の取扱業務に従事する者及び安全管理業務に従事する者についての組織図

